

赤平市地域材利用推進方針

平成25年2月1日策定

赤平市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（平成23年3月2日林業木材第1487号）に即して策定するものであり、赤平市内又は北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の市内公共建築物における利用の促進を図るための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における地域材の利用の目標、並びにその他市内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

この推進方針において、地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物（法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げるもの）のうち、本市が整備するものとする。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本方向

公共建築物の整備においては、次に掲げる基本的方向に沿って地域材の利用の促進に努め、可能な限り木造化又は木質化（注）を図るものとする。

（1）市の役割

市は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明らかにし、公共建築物における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

（2）地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材等を積極的に使用するものとする。

（注）この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み棟の全部または一部に木材を利用することをいい、「内装の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は、模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

3 市の取組

市は、自ら整備する公共建築物等での地域材の利用に努めるとともに、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

第2 公共建築物における地域材の利用の目標

公共建築物における地域材の利用にあたっては、以下により促進するものとする。

1 木造化の推進

市は、その整備する公共建築物について、可能な限り木造化を検討するものとし、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質化が可能と判断される部分については、木質化を図るよう努めるものとする。

2 木質化の推進

市は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分は木質化を図るよう努めるものとする。

第3 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとするとともに、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。